

朝日町公告第4号

下記の委託業務について、次の通り一般競争入札を行うので、朝日町会計規則（昭和55年朝日町規則第4号）第73条の規定に基づき公告する。

令和5年2月3日

朝日町長 矢野 純男

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 マイナポイント申込支援等業務委託
- (2) 業務場所 朝日町役場（三重郡朝日町大字893番地）
- (3) 業務概要 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 入札の公告の日において、朝日町一般入札参加資格者名簿において「(業種) 公共サービス業務（品目）受付・窓口業務」に登録されている者
- (3) 公告から入札までの間に、朝日町から資格（指名）停止を受け、又はその期間中でない者
- (4) プライバシーマークが付与されていること。取得確認のため、入札参加申請時に取得していることが確認できる登録証等の写しを提出すること
- (5) 過去3年間（令和元年度以降）に、基礎自治体でマイナポイント申込支援業務、窓口業務のいずれかを元請けで履行し、遺漏なく完了した実績を有すること。実績確認のため、入札参加申請時に受託実績を証明する書類（契約書等の写し）を提出すること
- (6) (4) 及び (5) で求める書類が申請書提出期間内に到着しなければ、入札に参加できない。
- (7) 入札参加有資格者が入札までに入札参加資格条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

3 質問及び回答

本入札に関して質問があるときは、本町指定の質問書を作成し、下記により提出すること。

- (1) 受付期間
令和5年2月9日(木曜日)午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法
郵送又は電子メールにより朝日町役場総務課へ提出すること。
- (3) 質問に対する回答
質問の回答は、原則として質問提出者のみに回答する。

4 入札方法

郵便による入札（一般書留・簡易書留のいずれかに限る）

※8 郵送先に持参することも可

5 入札参加申請方法

以下の書類を期日内に朝日町役場へ到着するよう郵送すること。

(1) 提出書類

ア 入札書（指定用紙）

イ 一般競争入札参加資格確認申請書（指定用紙）

ウ 履行実績を称する書類の写し

エ プライバシーマークが付与されていることが確認できる書類の写し

(2) 資格の確認結果通知

入札参加資格がない者のみ、令和5年2月13日（月）までに電話により連絡する。

なお、参加資格があると認められた者については連絡しない。

6 入札書に記載する事項

(1) 朝日町の指定様式の入札書に、業務名、入札（開札）日、を公告の記載に従い記入の上、期日内に到着するよう郵送すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を減算した金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書は封筒に入れ、必ず封印し、入札（開札）日、業務名、入札者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所を記入すること。

7 郵送期限

令和5年2月10日（金）必着

※持参の場合は、10日の17時15分までに8 郵送先へ提出すること。

8 郵送先

〒510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地

朝日町役場総務課宛（別紙「郵便入札について」参照）

9 入札（開札）日時等

(1) 入札（開札）日時 令和5年2月14日（火）10時00分

(2) 入札（開札）場所 朝日町役場2階第1会議室

1 0 入札保証金

免除

1 1 契約保証金

免除

1 2 最低制限価格

なし

1 3 予定価格

非公表

1 4 支払条件

- (1) 前払金 なし
- (2) 部分払 なし
- (3) 概算払 なし
- (4) その他 支払時期は、すべての業務が完了し、検査合格後、受託者から適切な支払い請求を受けた日から 30 日以内に契約金額の全額を支払う。

1 5 入札に関する注意事項

- (1) 入札回数は、1 回とする。
- (2) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので、入札時刻前までに入札辞退届を提出すること。
- (3) 予定価格より高い価格での入札は、落札外とする。

1 6 入札の無効

朝日町会計規則第 8 2 条の規程に該当するもののほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が、その提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をしたとき。
- (3) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱若しくは識別し難い入札又は金額を訂正した入札をしたとき。
- (4) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

1 7 入札の中止等

- (1) 天災その他やむを得ない事由により入札を執行できないと認められたときは、入札を延期し、又は中止する。

(2) 入札が延期又は中止となった場合における費用は、入札参加希望者の負担とする。

1 8 その他

(1) 資料作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

(2) 一度提出した資料の修正は一切受け付けない。また、資料の返却は行わない。

1 9 問合せ先

朝日町役場 総務課

〒510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地

TEL 059-377-5651

FAX 059-377-5661

MAIL soumu@town.asahi.mie.jp